

鳥取県公報

目次

◇告示 健康保険被保険者証の無効について

肥料生産業の登録失効

医療機関の指定

公有水面埋立の免許

課税地の指定

◇教育委員会規則

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程

◇正誤 昭和二十七年六月三日鳥取県規則第三十五号

中訂正 昭和二十七年六月十三日鳥取県規則第四十一号

号中訂正

告示

鳥取県告示第三百一七号

昭和二十七年五月三十一日までに交付した健康保険被保険者証で第一面に検認の表示及び県印のないものは昭和二十七年七月一日から無効とする。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第三百一十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の規定により次の肥料生産業の登録は失効した。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県知事 西尾愛治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

記

登録番号

肥料の名称

含有する主成分の最小量(%)
窒素全量 一、磷酸全量 一、加里全量

住 所 氏 名

鳥取県 第一〇五号

わたみ油粕

五、八 二、五 一、五

鳥取県米子市角盤町三丁目六番地
米子市第一農業協同組合

鳥取県 第一〇六号 茶種油粕 五、三 二、三 一、三 右 同

鳥取県告示第三百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 名 称 所 在 地 管轄保健所
- 山本医院 西伯郡大篠津村一、二一四 米子保健所
- 西伯郡名和村国民健康保険直管 〃 〃 名和村大字加茂四 〃
- 診療所 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第三百十九号

次のように公有水面埋立について免許した。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、埋立の免許を受けた者

気高郡青谷町

一、埋立の区域

気高郡青谷町大字青谷字屋敷田、字向瀬崎、字瀬崎、字飲田字中町、字曲り目地先日置川及び勝部川旧河川敷

一、埋立の面積

六、三九三坪

一、埋立の目的

宅地及び耕地造成

一、工事着手及びしゅん、功期間

免許の日から二十日以内に着手

着手の日から向う三箇年以内にしゅん、功

鳥取県告示第三百二十号

次の上欄の者の所有に係る自動車に対する昭和二十七年

度以降の自動車税については鳥取県税條例（昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号）第七條第二項の規定にかかわらず同條第三項の規定により下欄の地をその課税地に指定した。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所 有 者 定 置 場 課 税 地

因伯通運株式会社 県下一円 鳥取市

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程をここに公布する。

昭和二十七年六月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 三 木 順 治

鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会規程

（目的及び設置）

第一條 県立高等学校入学選抜制度に関し、鳥取県教育

委員会の諮問に依りて研究協議するため、鳥取県立高等学校入学選抜制度研究協議会（以下「協議会」とする。）を置く。

（組織）

第二條 協議会は十二人の委員で組織する。

2、委員は、左の各号によつて教育委員会が任命又は委嘱する。

一、中学校教員 三人

二、高等学校教員 三人

三、学識経験者 四人

四、P、T、A関係者 二人

3、委員の任期は一年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4、委員は再任されることが出来る。

（会長及び副会長）

第三條 協議会に会長及び副会長各一人を置く。

2、会長は、会務を総理し、会議をつかさどる。

3、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、

その職務を代理する。
4、会長及び副会長は、委員の互選による。

(幹事)

4、会長及び副会長は、委員の互選による。

2、幹事は、会務を処理する。

3、幹事は教育委員、会事務局職員の中から教育委員会が任命する。

(会議の招集)

第五條 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議の定足数)

第六條 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和二十七年六月三日鳥取県規則第三十五号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 / 段 行 誤 正
一 下 二〇 六十八 八十九

昭和二十七年六月十三日鳥取県規則第四十一号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁段 行 誤 正

一 下 一三 奨学金 学費

二 上 一三 一別記様式第三号による 一別記様式第二号による

二 下 一四 又は学校は 又は学校長は

三 上 一四 若しくは第八條第二項の規定による辞退をしたとき、又は

三 下 一三 2、前項各一号 2、前項第一号

五 下 (様式第一号中標題) 願書 福社生願書

六 上 一 母子福社対策上の資金 福社生

六 上 二 学資金 奨学金

六 上 六 規程 規則

六 下 (成績表) 科目 学年

科目 学年

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町 印刷所 鳥取縣鳥取市東町 印刷所